

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―三五―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市共栄字北共和百番一外十三筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千四百十三・五立方メートル

浸透効果量 〇・〇七四四立方メートル毎秒